

## 1. 対象者

○災害により被害のあった中小企業・小規模事業者

## 2. 制度内容

|                  | 国民生活事業          | 中小企業事業     |
|------------------|-----------------|------------|
| 融資限度額            | 3千万円（※1）        | 1億5千万円（別枠） |
| 融資期間<br>（うち据置期間） | 10年以内（2年以内）（※2） |            |
| 金利（※3）           | 1.21%           | 1.06%      |

（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

（※2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち据置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち据置期間2年以内）です。

（※3）いずれも令和4年8月1日現在、貸付期間5年の場合